平成２４年（フ）第４８４号
高知市朝倉横町20番８号
破産者　中平　千尊
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６７９号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目18番29号
破産者　牟田口五月
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２４号
長崎県五島市栄町５番地１、住民票上の前住所長崎県五島市江川町３番地６
破産者　宮本雄一郎
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第９３号
大分県宇佐市院内町小坂447番地
破産者　川面　敏子
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４号
大分県杵築市大田沓掛1893番地１
破産者　酒井　洋子
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第８４号
宮崎市清武町木原5719―２　宮崎リハビリテーションセンター、前住所大阪府河内長野市楠町東444番地の４　シティーコート古谷202号
破産者　橋上　昌司
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９号
沖縄県国頭郡本部町字東530番地１
破産者　喜屋武久一
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第２７７号
奈良県大和高田市南陽町１番41号、前住所兵庫県篠山市味間奥1561番地１
破産者　ＷＫチャームランドこと　川島　敬義
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３８１号
札幌市豊平区中の島１条３丁目６番18―203号
破産者　竹内　範夫
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０４３号
札幌市白石区本郷通９丁目南６番８号
破産者　野上　　誠
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８号
茨城県神栖市日川4189番地１
破産者　菅谷　吉晃
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第５０号
茨城県鹿嶋市大字宮中859番地１
破産者　日下辺良幸
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第８３号
茨城県潮来市日の出５丁目19番地１　県営日の出住宅８―１―１
破産者　根本　　晃
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３２２号
茨城県下妻市下妻丙144番地
破産者　矢島　洋一
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１１１号
茨城県筑西市海老ケ島951番地
破産者　清水　克貴
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２２９号
茨城県古河市下大野2667番地２、前住所茨城県猿島郡境町大字長井戸1672番地10
破産者　八木沢清隆
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２１４号
埼玉県羽生市大字稲子57番地２
破産者　加藤　基靖
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３１２号
埼玉県本庄市けや木３―６―３　シーパレス本庄Ａ―102、住民票上の住所東京都板橋区赤塚５丁目７番３号
破産者　大﨑　勝一
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２７４号
神奈川県大和市福田１丁目29番地10　メゾンＦＵＪＩ―205号
破産者　大月　　淳
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部